

第9回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和3年3月12日（金）13時30分から16時00分

2 開催場所 大津市役所 別館1階大会議室

3 出席委員（17名）

2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	三田村	美江	委員

4. 欠席委員（1名）

1番 高谷 久美子 委員

5 説明員（0名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画について

議案第36号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）につ

- いて
- 報告第48号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第51号 農業者証明について
報告第52号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第53号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
報告第54号 人・農地プランについて
報告第55号 広報誌「みどりのこだま」（3月15日号）について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査、主査

9 議事概要

事務局長 大変お待たせをいたしました。それでは、ただいまより第9回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の総会につきましても、これまでどおり新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、3密を避ける形で開催しますのでよろしくをお願いいたします。

なお、本日も3名の委員におかれましてはウェブ会議での出席となりますので、よろしくをお願いいたします。

また、今回も事前に議案書と併せて質問書を送らせていただいておりますが、特に質問はございませんでした。ご協力ありがとうございます。

それでは、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

なお、斉唱につきましては、議席番号順となっております。本日は議席番号9番森元直紀委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

なお、本日の総会の進行ですが、説明員の関係で一部次第の順序が変わります。まず農地係が担当する議案、そして若干休憩を挟んで、農業振興係が担当する議案の順でご審議をお願いいたします。

なお、本日、追加資料をお手元にお配りしています。1つは、「農地法の運用についての制定について」という資料、もう1つは「大津市農業委員会メーリングリスト作成のご提案」でございます。ご確認のほどをお願いいたします。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制としており、議案の審議

については、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いいたします。

本日の司会は、中部選出の副会長の相伴四郎左衛門委員にお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、相伴副会長からご挨拶をお願いいたします。

委員

年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご存じのように、新型コロナウイルス感染症は、依然として収束しない中で、農業者等の方々にも多々影響があるのは否めない事実でございます。収束したら、農業者の方々に対し、農業委員としての本格的な活動を示していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

では、大津市農業委員会第9回定例総会を開会したいと思います。

それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、高谷久美子委員が所用のため欠席されております。

在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことを報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブ会議を導入しております。今月は、15番の上坂雅彦委員、17番の槌田昌子委員、18番の三田村美江委員がウェブにて本会議に出席されています。

なお、通信状況によりウェブ会議が中断した場合には議事を一旦中断することもありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行につきまして、会長よろしく申し上げます。

議長

それでは、日程に従いまして進めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、発言は、ご意見に限って、簡潔をお願いいたします。

また、議事録の整理のため、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

携帯電話につきましても、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

18番 三田村 美江 委員

2番 宇野 幸太郎 委員

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年3月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員の説明、意見を伺います。

それに先立ち、No.2の和邇南浜と和邇今宿の件については委員の退席がありますので、順番を変更して、後ほど審議させていただきます。

それでは、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 1番の件ですが、3月3日の午前10時から、私、地元推進委員、〇〇さんと3人で現地確認してまいりました。

農地は、圃場整備区域内にあり、問題ございませんので、ご審議いただければと思います。お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.3の枝一丁目につきまして、地元委員よりご意見を伺います。

委員 3番の件につきまして、3月6日午前9時半から、地元推進委員、譲受人と立ち会い、確認いたしました。

この土地は、土地改良区域内にあり、問題のない土地です。それと、この一角に農舎が建っておりますが、私ども何ら異議はないと判断しておりますので、よろしくご審議願いたいと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見はありますか。よろしくお願いします。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

No.1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3 について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.3 は許可することに決定いたします。

続きまして、先ほどご案内いたしましたとおり、No.2 の和邇南浜ほかにつきまして審議させていただきます。

ここで利害関係人であります〇〇委員にはご退席いただきます。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 それでは、No.2 の和邇南浜ほかにつきまして、代わりに現地調査をお願いいたしました委員よりご意見をお願いします。

委 員 この件に関しましても、3月6日の午後3時から、私、地元推進委員2名と代理人と立会しました。全て〇〇さんが耕作され、農業の用に供しており、何ら問題はございませんので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見ありますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。

No.2 について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.2 は許可することに決定いたします。

それでは、退席していた〇〇委員にお入りいただきます。

続きまして、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年3月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これまでの事務局の説明で何か質問等ありましたらよろしくお願いします。

委 員

この申請に対して、要件としてお願い事が3つあります。

1つは、この申請地の隣も数年前に残土を運び込んで同じような事業をこの方がしておられたと私は認識しております。その方が、その時に搬入されてこられた残土について、産業廃棄物のような色々なものが混ざった土を運び込まれていて、一度その事業が中止となったというようにも承知しております。今回は公共事業等の残土で盛土を行って、その検査を行って、安全な土を入れ込むというように記載されておりますけれども、それはまた大津市のほうでも抜き打ちで同じように安全な土がこの農地に運び入れられているかどうかというところをまず確認し続けていただきたいと思います。

あと、ここにありますとおり、残土搬入について、大型ダンプ1日約20台が入ってくるということですが、ここの土地への進入路、県道伊香立浜大津線の入口ですが、前回このような工事をされたときにダンプの出入りでかなり道路が傷みました。通行の車が事故を起こす可能性のあるぐらいに傷んでいますので、今現在は入口、アスファルトではなく、コンクリートで締め固められた舗装になっているかと思うのですが、今後またこのような大規模な工事で道路面が傷むようなことがあれば、また大津市側からも責任の所在を明確にさせていただいて、修繕を迅速に行っていただくように指導の方をお願いしたいと思います。

それと、またここは〇〇地区の隣でもありますので、ダンプ20台が県道を頻繁に通行するとなれば、これから農繁期にはトラクターやコンバインといった低速車が県道を多く利用いたします。その脇を大型ダンプなどが通行する際に非常に危険を伴いますので、そのあたりの搬入路等々の取決めもぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

進め方ですが、今事務局からの説明についての質問等を先に受けた上で、その他の質問を受けますので、よろしくお願いします。

委 員

現地立会した人からの意見を。

議 長

質問がなければ次にいきます。

委 員

そうですか。では次に行ってもらってください。

議長 それでは、去る2月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員からご報告をお願いいたします。

委員 一日立会ということで、現地確認に行ってきました。現状は雑木が生い茂っている状態で、今回の資料の18ページに、本件申請に至る経緯についてというところがあります。その中で、現所有者が農地法第4条許可申請をし、農地の改良、かさ上げを行った後、引き続き農地法第3条の許可を取得するので、所有権移転を行うこととしたとあります。また、現地でも所有者ご本人がそのような趣旨の発言をされていまして、4条許可申請は、自ら所有する農地を改良した後、今後も耕作していくところではありますが、転売ありきの4条許可申請であり、そういう話はいかがなものかなと感じました。

また、当日頂いた資料では、事前説明報告書、今回の位置図の冊子の中の35ページから38ページに事前説明報告書は添付されており、自治会長、土地改良区事務所、土地改良区、漁業協同組合に説明に行ったという資料が添付されていますが、説明を受ける団体側の出席者は1名から2名と少なく、自筆の署名もなく、印鑑も押されておりません。今回の申請にはこうした問題点もありまして、また事務局のほうからの指摘もありますので、十分にご審議していただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
No.1の伊香立南庄町につきまして、地元委員お願いします。

委員 この件に関しまして、この土地を4条許可申請して、その後3条で譲り渡すという条件が書いてありましたが、少しいかがなものかと思えます。

本件とは直接関係がないのですが、先ほど委員の話にありましたように、前回造成された同じ業者でございますが、土壌からシアンという検出されてはいけない有害物質が出て、市の検査では約6,000㎡とありました。条件に、良い土を入れると書いてありますが、今回土砂条例の対象ではないので、土に関しては管理するところがないと思われまして、今回、私は許可するに当たらないと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、一日立会委員と地元委員からの問題の指摘や心配の意見ございました。皆様からのご意見お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 ○○委員並びに○○委員の言うことはわかります。管理体制がきちっとで

きていないということは大変不十分であると思いますので、もう一度これを行行政なりのほうで確認等を取っていただき、再度申請をお願いしたいと私どもも思います。

以上です。

事務局

お言葉を返すようで申し訳ないのですが、この案件については、4条に照らしてどうかという判断を農業委員会が出していただきたいということでございます。先ほど説明があった審査基準を満たしているか、いないか、そのところで許可していいかどうかということで、もう少し議論いただけたらと思います。

先ほど出ておりました例えば土の検査のことであったり、ダンプの通行であったり、そうしたものは許可をするに当たって条件を付することができるという、条件のところに入ってこようかと思います。この案件は、許可ができるものであるか、あるいは許可できないものであるかというところについては、先ほども資料で示し、説明をさせていただきましたが、そういうところで、この内容はどうか、いかがなものかというところで、ご審議を続けていただきたいという事務局からのお願いでございます。よろしくお願いたします。

事務局

今、局長からご説明申し上げました内容につきまして若干補足を申し上げます。

今回、申請地の面積は3,000㎡未満です。3名の委員からご指摘、ご質問をいただきました土砂の内容に関して、日常的に監視をする、そういった組織体制としては、環境部不法投棄対策課が、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例で細かく定めています。搬入する受入地ごとに、事前に土砂の溶出試験をした上で、溶出試験の資料、計量証明書というのが40ページにあります。事前に現地で、まず搬入しようとするその土地にまずいものが出ていないかという、検査結果がこれです。これとは別に、土砂条例でいくと、これから土を搬入しようとする発生元ごとにこの検査をして、事前にチェックをしようという内容のものです。ただし、この土砂条例には都市計画法などのように除外規定があり、3,000㎡以上が対象となります。今回は、3,000㎡未満規模で出てまいりました。ありていに申しますと、農地法が許可か不許可か、あるいはこの3,000㎡未満でどういった内容でもって監視をしていくかというような権限、命令とか、そういったことをしようとする、農地法の規定の対象となる。そういった内容に従って私どもはいろいろと指示、指導していく。そういう内容でございまして、その趣旨をかいつまんで局長は申し上げたということです。そのようにご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

委 員 今回の説明ですと、3,000㎡未満なら土砂条例の対象にはならないということですね。この土地は、先ほども説明があったように、1町2反ほどの面積があるということです。この図面を見ていると、入口に田んぼを作ると。想像ですが、ゆくゆくはそこを埋めて奥へ行くという考えがあると思います。この文書をみていると、全部するようになっていきますから。そこから、本当に一旦転用したあと、田んぼになるかならないかといえば、想像では当分の間、ならないと思います。また、そこの法面ですが、とても広く、田んぼとしての耕作地は狭い場所です。次から次へと4条申請されるのならば、初めから全部を申請すればとなるとと思います。土砂条例の問題で何回も申請されると思いますので、初めから駄目です、としたら、次から次へと対応しなくてもよいと思います。言われたように、この許可条件に合うか合わないか、田んぼとして耕作できるか、できないかということになってくると、耕作はできないと思います。そういう意見です。

委 員 この案件は農地法第4条という申請になっています。私が知る範囲では、第4条は権利移動を伴わないということで、自分の田んぼをよりよくする、土地改良するとか、色々な目的で一時的に転用するというので、その後、元に戻して、田んぼを継続して、営農していくという意思があれば、この4条の申請になると思います。ですが、今回の場合、本人は一時転用した後、第三者に転売すると、もう農業を続ける意思がありませんと言われていましたし、事前に何か代金ももらっているということです。この4条の趣旨に照らし合わせますと審議において許可するには値しないというように私は思います。

 以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかに何かご意見ございますでしょうか。

委 員 資料の13ページの申請地等の下のほうに、〇〇所有の田が3、4筆ほどあると思うのですが、これらの耕作状況はどうなっているのかと思いました。もし実際に耕作しているようでしたら、逆に言えば、耕作する可能性もあるのですが、耕作していないということであれば、全くやる気がないというようにみなすことも可能だと思いますので、この1点をお聞きしたいと思います。

事務局 今回の委員のお尋ねです。13ページのこちらの公図で今回の申請地を黄色で囲ったものがあります。この内容と11ページのこれをご覧くださいと、大体比較ができるかと思います。このページの、この道路よりも北側ですね。こ

ちら側、〇〇土地改良区が耕作しているエリアです。ここらの色目とここの色目を比べていただくと、現に耕作しているか否かというところは。現地をダイレクトに確認したわけではございませんが、これで類推する範囲では、どうかなというか、ここら辺りは、すき起こして手が入った痕跡は明確に見てとれます。ここら辺りに関してはいかがなものかというところはこの写真からご判断いただけようかと思しますので、今のご質問の回答に代えたいと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

事務局 補足させていただきますと、今回の申請者はあくまでも〇〇さんご自身でございまして、それが〇〇さんに所有権移転できるかどうかというのは全く分かりませんし、どなたが耕作されるということについては、現時点では不確定であります。〇〇氏が耕作されるかということについては営農しないということです。〇〇さんがされると書いてはいらっしゃいますが、そこはまだ、先ほども申しているように、確定している要素はございませんので、確実かどうかという論点になるとお考えいただけたらということです。

委員 おっしゃったことは分かりますが、今の話の内容からすれば、4条申請よりも3条申請して、それから〇〇さんが4条申請する、これが本来の流れではないかと思うのですが。まず3条で所有権移転し、それから〇〇さんが4条申請するのが本来の流れではないでしょうか。私は何か流れが逆であるように解釈するのですが。

議長 いかがでしょうか。

事務局 そのご指摘は、おっしゃったとおりの順だというように思います。ただ、今回この書類の中にもありますが、18ページ、本件申請に至る経緯についてというのを提出書類のところにつけていらっしゃいます。ここで見ていきますと、まず〇〇氏が所有する農地を〇〇が譲り受けることを平成30年1月12日に、双方が合意したので、農地法第3条に基づく許可を取得することにした。〇〇は、当該農地の利用に当たっては、搬入土砂を使用した農地のかさ上げを行い、排水及び進入路等を改修して、良好な農地に改善する方針である。申請手続に着手したところ、平成29年12月頃に大津市農業委員会事務局職員が現地を確認し、「申請地の大部分が耕作放棄地であるため、農耕が可能な状態に復元されなければ農地法第3条許可申請は受理できない。」との見解が示された。したがって、同氏の指示、指導に沿って、現所有者が農地法第4条の許可を申請し、現所有者が農地の改良、かさ上げを行った後、引き続き農地法第3条許可を取得の上、所有権移転を行うこととしたと、こ

ういうことで順番を変えたということをおられるのですが、職員がこのような指導をしたという事実はございません。ただ、3条に関しては、荒れた状態では駄目なので、好ましいのは、きれいな状態で、3条で所有権移転をすることですが、所有権移転した後、農地復元計画に基づいてきちんとやりますということであれば3条の許可も可能ではあります。そしてもう一つ、3条で許可を得て農地を取得していただくには、全部効率利用要件、全ての、自分がお持ちの農地をきちっと耕作しておられる、こういう要件がございます。この時点では〇〇さんにそのあたり問題があったという点で、そういったところをきちんとやっていたかかないといけないという説明を農業委員会事務局としてさせていただいております。そこで少し誤解があったようで、こういう書きぶりで上がってきております。ここはこういうことで誤解であるということは事務局より〇〇さんにもかねてから説明をしているところなのですが、今回もこういうところで経過について述べていらっしゃるということでございます。ただ、この経過について書類をつけておりますけれども、今回の4条の審査とは全く関係がない内容で、必要な添付文書ではございませんので、こういうことがあったということで、資料からは外しておりますが、この審査の内容に関する内容ではないとご理解いただきたいと思っております。なので、実際この4条が4条としてどうなのかというところでご判断いただけたらありがたいところです。

議長 いろいろと話がたくさん出て、整理がつきにくい部分もあるかと思いますが、その辺でまだ何かご質問あるようでしたらお願いします。

委員 この申請書のいきさつは分かりませんが、〇〇さんは、自分が書類を出されているのに自分の名前が間違っているし、添付されている計画書と契約書で株式会社〇〇の事務所の住所が違っております。やはりこういう申請を出すなら、きちっとした書類にして出してもらおうようにしてもらえないですか。実際工事をする株式会社〇〇の住所、請負契約書は大津市〇〇町になっていますが、計画書では大津市〇〇町になっています。書類もきっちりしてもらわないと、何かおかしいように思えます。急いでぱっぱと作った書類に見えます。何回も言いますが、今回はそういうことで許可をしないでいただきたいと思っております。

事務局 ただいま委員からご指摘をいただきました。今回のこの申請図書においては、いろいろと誤字脱字が多いなど不備な部分が多々ある、どうしたものか、事務局としてのこの本件図書の取扱いについていろいろと厳しいご指摘を頂戴したものと承っております。

先ほども説明申し上げましたように、昨年2月以来、この案件については、私がやりとりを行ってまいりました。その中で、いろいろとやり取りがありました。先月、先々月、今回のこの申請に至る段階において、申請図

書を何遍も往復でやり取りをしました。これだけの誤字脱字の修正についても全てこちらが指摘をして、提出のあった図書に関してはチェックをして、一旦返し、再修正という手続を2回、3回繰り返したところです。ところが、再三のやり取りにもかかわらず、全てが網羅されることなく、このような状態になったところで、単なるいいわけにしか過ぎないかもしれませんが、これ以上長引かせるのもどうかという判断の一方で、実際この申請図書について、ご指摘のとおり誤りがありましたが、申請の目的、内容については一定読み取ることにはできる、申請の根幹に関わることはないだろうという、判断をもって一旦これを受けて、その後、可否に関わらずいろいろと回答を出すまでの段階で修正等求めようという趣旨でこのような取り扱いをしたということが説明になると思っております。

それと、今お話をいただいた前段に委員からのご質問がありました。この案件は、このようなことであれば審議に当たらないのでは、というご指摘がありました。それに関しても、先ほども申し上げましたように、1年間ほどいろいろやり取りしていて、その中には、どうなのかというこちらからの問いかけや投げかけはしてはいたのですが、今回これで提出し、許可申請をする、そういうことだとの意思の確認がありましたので、もう1年もたつところであったので、お受けして、事務局レベルで差し戻すのではなく、農業委員会等に関する法律に基づき、ご審議いただくというのが今回お諮りした意図です。その点を併せて、ご理解いただければと存じます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

委 員 いろいろ話が出ておりますが、私も、基本的には4条での申請は、〇〇さんが耕作しないとっておられる以上、無理ではないかと思えます。

これをどうしても通そうとしてこられるのでしょうが、今までの経緯からすると、この全容が見えてきてしまうのです。この先どうなっていくか、大体の想像がつくような状態です。後々、仮に農地としての用途に供することが確実にない場合にいろいろな問題をクリアしなければならないなど、許可した後でも、色々な問題が派生して出てくると思えます。出されたものをすんなり通すことがよいのか。何か抵抗と申しますか、少し考えられる時間を置くのが妥当という気がします。何か先の先までが見えてしまっている案件ですので、いかなるものかというように思えます。

議 長 意見も随分出まして、整理もだんだんついてきたのではないかなと思えますが、もうお諮りしたいと思えます。

No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手ゼロですので、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は不許可とすることに決定いたします。

事務局 慎重な審議をいただきありがとうございました。ここで少し補足をさせていただきます。

この案件につきましては、青地で2,000㎡を超えるという面積でございます。ご存じかと思えますけれども、農業委員会でいつも審議していただいている中で、農地法第4条及び第5条に基づく農地転用に関し、一定面積以上の案件につきましては、一般社団法人滋賀県農業会議、こちらの常設審議委員会、これは各市町の農業委員会の会長等が委員で、本市も会長に出席していただいております。この常設審議委員会が毎月開催をされており、そこへ諮問してご意見を伺うということになってございます。もちろんこれまでもそうした案件は諮問してまいりました。その対象については、30aを超える農地転用案件、または今回のように20aを超える農地区分が農振農用区域内、あるいは甲種農地、第1種農地の場合はその諮問が必要ということになってございます。

なお、この諮問に関しては、許可、不許可、いずれの場合においても諮問して、常設審議委員会でご意見を伺うという手続になってございますので、来週3月19日金曜日に開催されます第60回滋賀県農業会議常設審議委員会、こちらへ本日の結果を諮問し、ご意見を伺うという手続をこれからさせていただきます。それには会長にもご出席いただくということでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年3月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る2月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお願いします。

委 員 まず、No.1につきましては、譲受人は、既に譲渡人の〇〇番地を借りて、駐車場として活用されています。譲受人さんは、駐車台数が年々増加していることから、駐車スペースを拡大するため土地を探しておられ、譲渡人さんは、遠方に住んでおられることから、管理も難しいと悩んでおられたとこ

ろ、話がまとまり今回の申請になったそうです。〇〇番地に家が建っており、今は住んでおられないそうですが、その方の承諾も得られているということです。碎石を搬入することの近隣の承諾も得られていることと周辺農地への影響も少ないことから、何ら問題はないと判断します。

続きまして、No.2の申請です。現状の土地は、倉庫の出入りもある場所で、既にアスファルト舗装がされており、現状のままで利用することから、周辺農地への影響も少なく、隣接農地の承諾も得られていることから、何ら問題はないと判断します。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
 No.1の葛川梅ノ木町につきまして、地元委員の意見をお伺いします。

委 員 今、事務局並びに一日立会委員からの説明がありましたように、この件に関しては何ら問題ないと思います。家が建っているところと今回の土地との境界がありますが、この家は譲渡人の兄弟のものと聞いております。少し離れたところに家がありましたが、そこが火事で焼けて、急遽ここに家を建てられたということです。今回の件に関しても何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 No.2の大石東一丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 大石東一丁目の現地調査につきましては、24日に、一日立会委員、地元推進委員に来ていただきました。私は行けなかったのですが、21日に地元推進委員と確認に行っております。ご覧のとおり52ページの写真のこの三角地で、市道が整備されたときに、この三角地も一緒にアスファルト舗装されたようで、この一角が残っていたとも聞いております。この土地につきましては、現状維持で、何もしないということで、問題はないと思いますので、よろしく審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見ございますでしょうか。

委 員 このNo.2の大石東一丁目の件ですが、本件の後ろに〇〇番地、譲受人の建物があり、見ていますと、登記は畑で現況は宅地です。写真の奥のこの建物です。写真の建物を見てみますと、基礎も定着しており、本来建築確認が必要な建物と思います。

 そうすると、建築確認の際に進入路をとってあるのか、申請されていたの

か。進入路として使うと想定されていたのに、それがそのままずっと何もなされていないのは、いかがなものかと思います。今回の趣旨とは少し違いますが。

事務局 ○○委員ご指摘のとおりです。元々この専用通路の部分だけ単独で、先行で申請があるということ自体、窓口でやり取りしていて、疑問がありました。奥の部分の建物の、その付随する専用通路ではないかという点で、先ほど議案の説明でもありました宅地の一部としての専用通路であると指摘をしました。今回やむなく専用通路が先行して申請されましたが、ご確認いただきたいのが、奥の土地と今回のこの土地の所有者が異なります。本来であれば5条転用と4条転用と同時期に申請を、と言うのですが、民間の取引の上で、奥の部分に関して、今後申請しないといけないことも十分承知をしているということでしたので、そういうような流れを確認した上で今回受理をしたということですので。以上です。

議長 よろしいでしょうか。
それでは、意見も出尽くしたと思いますので、お諮りします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手お願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1につきまして許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして許可することに賛成の方は挙手お願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、次の議案第35号につきましては、利害関係人であります○○委員にはご退席いただく必要がありますので、一旦ウェブ会議から切断していただきます。

それでは続きまして、議案第35号 農用地利用集積計画について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年3月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。
何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 では、ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第35号 農用地利用集積計画については妥当との意見を大津市長宛て回答することにいたします。

それでは、これより再度〇〇委員にご参加いただきます。

では続きまして、次の議案第36号につきましては、利害関係人であります〇〇委員には退席いただきます。

じゃ続きまして、議案第36号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）について、このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年3月12日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
何かご意見はございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第36号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）については許可することに決定いたします。

それでは、これより再度〇〇委員にお入りいただきます。

ここで議案の審査を終了いたします。

司会を副会長に交代させていただきます。

どうもありがとうございました。

副会長 それでは続きまして、報告案件でございます。

報告第48号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、次に報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第51号 農業者証明について、報告第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

副会長 それでは、これを持ちまして農地係の案件は終了いたします。

<休 憩>

副会長 それでは、再開します。
報告第53号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、事務局の説明を求めます。

事務局 <説 明>

副会長 ただ今の事務局の説明について、何かございましたらお願いいたします。

<意 見 等>

副会長 続きまして、報告第54号 「人・農地プラン」について、事務局の説明を求めます。

事務局 <説 明>

副会長 ただ今の事務局の説明について、何かございましたらお願いいたします。

<意 見 等>

副会長 続きまして、報告第55号、広報誌「みどりのこだま」3月15日号について、事務局の説明を求めます。

事務局 <説 明>

副会長 ただ今の事務局の説明について、何かございましたらお願いいたします。

<意 見 等>

副会長 では、その他事項にうつります。女性農業委員活動検討会より「大津市農業委員会メーリングリスト作成」について提案がございます。まず、〇〇委員より説明をしていただき、その後、事務局より補足説明をお願いします。では、お願いします。

委 員 <説 明>

事務局 <事務局から補足説明>

副会長 ただ今の提案について、何かございましたらお願いいたします。

 <意 見 等>

副会長 では、今回の提案については、今日以降、検討会のメンバーを中心に、進めていただきますので、みなさん、ご協力よろしくお願いいたします。最後に、事務局から何かありますか。

事務局 <事務局説明>

副会長 ありがとうございます。以上を持ちまして第9回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（橋本 正和 委員） 印

委 員（三田村 美江 委員） 印

委 員（宇野 幸太郎 委員） 印